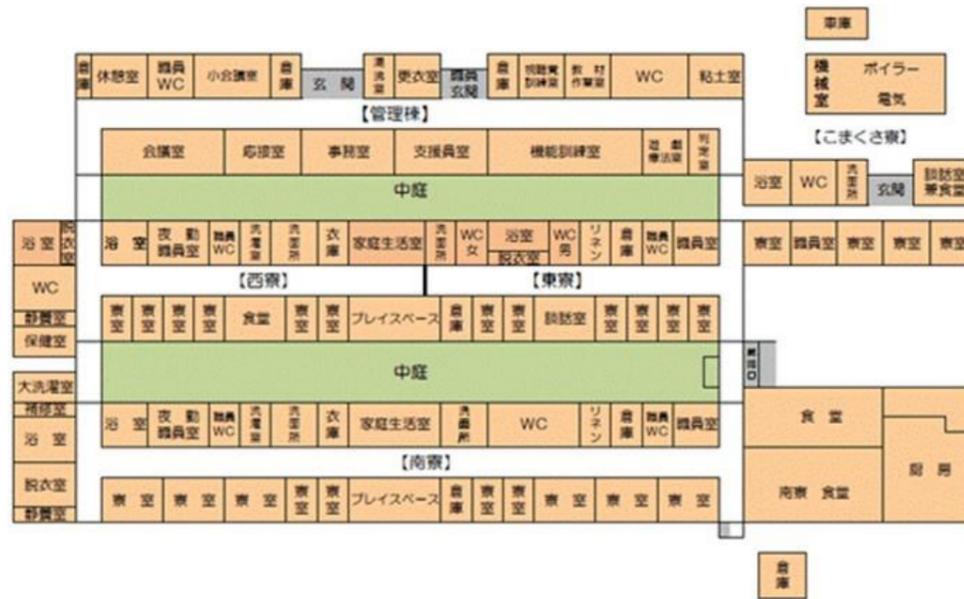


施設の概要

施設種別	児童福祉法に基づく福祉型障害児入所施設
設置主体	長野県
指定管理者	社会福祉法人 長野県社会福祉事業団
事業者所在地	〒381-0034 長野市大字高田364番地1
開設年月日	昭和26年4月
入所定員	30名
敷地面積	12,105.75㎡
建物面積	2,779,73㎡ 鉄筋コンクリート造り平屋建て
居室	南寮（1人用4室、2人用5室）、東寮（1人用6室）、西寮（1人用6室）、こまくさ寮（1人用4室）
設備	作業室、訓練室5室、食堂4室、家庭生活室2室、トイレ5室、洗面所5ヶ所、浴室5室、保健室1室、静養室2室 等
平面図	



福祉型障害児入所施設

信濃学園



学園がめざすもの



信濃学園は利用者（主に知的障がい児）の皆様により豊かな生活の場を提供するために、家庭をはじめとする関係機関と常に連携しながら、一人ひとりに適した支援を実践しています。

また、宿泊を伴う「短期入所」及び日帰り利用の「日中一時支援事業」、在宅の障がい児の療育支援のための「こまくさ教室」を実施しています。

当学園では、利用者の皆様がいつでも生活の主役であるために、人権を尊重するとともにニーズや課題に適切に対応し、利用者、保護者の皆様及び関係機関の期待に応えることができる施設運営をめざして次の取り組みを行います。

- 小集団のユニットでの生活をととして、家庭的な「暮らし」の創生や社会体験等の充実を図ります。
- 利用者及び保護者の意見・要望に耳を傾け、一人ひとりのニーズに合わせた個別支援計画を策定し、専門的支援の充実に努めます。
- 地域生活移行に向け、家族をはじめ児童相談所や学校、市町村等の関係機関、及び地域との連携を強化します。
- セーフティネット機能の充実を図るとともに、在宅障がい児への療育相談・支援に努めます。



交通のご案内

- JR松本駅から松本電鉄上高地線で約25分
「下島駅」下車 徒歩5分
- 国道19号線「渚」交差点から約9km、
「新村」交差点から約3.5km
- 長野自動車道「松本I.C」から上高地方面へ車で約10分

★ 信濃学園の案内看板



◆お問い合わせ

指定管理者（福）長野県社会福祉事業団
福祉型障害児入所施設

信濃学園

■ホームページ http://park19.wakwak.com/~nagano-shafuku-j/jigyousyo_shinano.html

■所在地 〒390-1401
松本市波田4417-8
■TEL (0263) 92-2078
■FAX (0263) 92-5729
■E-mail shinano@bf.wakwak.com

学園のあゆみ

昭和26.	4	信濃学園開設（定員50名）
53.	4	松本養護学校信濃学園分室開校
59.	12	現在地へ移転（定員60名）
60.	4	こまくさ教室開始
平成15.	4	短期入所(ショートステイ事業)開始
20.	4	（定員30名）
23.	4	指定管理者制度導入 (福)長野県社会福祉事業団が運営開始
23.	11	こまくさ・東・西寮小ユニット体制開始
28.	4	第2期指定管理運営開始
令和3.	4	第3期指定管理運営開始

日課

平日	時間	休日
起床	6	起床
更衣・整容	7	更衣・整容
朝食	8	朝食
松本養護学校登校	9	宿題
	10	おやつ
	11	余暇活動
昼食（学校にて）	12	昼食
	13	余暇活動
	14	
小学生下校、おやつ	15	おやつ
中学生下校、おやつ		余暇活動
余暇活動	16	
夕食	17	夕食
入浴	18	入浴
余暇活動	19	余暇活動
就床準備、就床	20	就床準備、就床

職員の構成

所長

【総務課】

総務課長
事務職員
管理栄養士
キーパー

【支援課】

支援課長
支援員
看護師
心理担当
支援調整担当



生活の様子

◎行事

七夕、夏祭り、のびろ祭、秋祭り、
クリスマス会、餅つき、豆まき 等



◎外出



◎ふれあいタイム

（担当とのお出かけ）



◎誕生日メニュー



◎地域交流



お気軽にご相談ください

◆入所を希望される皆様へ

- 1 利用手続き
・最寄りの児童相談所に、障害児入所給付費の支給申請を行い、県（保健福祉事務所）から支給決定を受ける必要があります。
・支給決定されましたら、当学園との利用契約手続きを行っていただきます。
- 2 利用者負担
・負担能力に応じた負担及び食費等の実費負担があります。
※利用者負担の一部を軽減する制度があります。
- 3 お問い合わせ先
・最寄りの市町村あるいは児童相談所、保健福祉事務所におたずねください。

◆短期入所（ショートステイ）を希望される皆様へ

- 障がいのあるお子さんについて、保護者が一時的に家庭で介護できない場合、短期間の入所による支援を行います。
- 1 利用手続き
・最寄りの市町村に、介護給付費の支給申請を行い、支給決定を受ける必要があります。
・支給決定されましたら、当学園との利用契約手続きを行っていただきます。
 - 2 利用者負担
・負担能力に応じた負担及び食費等の実費負担があります。
 - 3 お問い合わせ先
・最寄りの市町村あるいは当学園におたずねください。

◆日中一時支援事業を希望される皆様へ

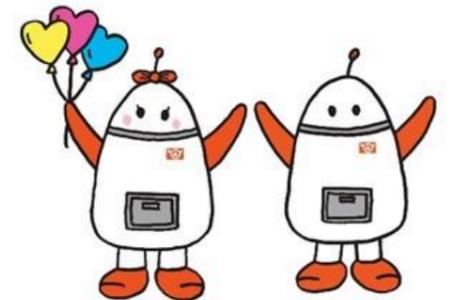
- 障がいのあるお子さんについて、保護者の就労又は休息等のために、当学園に日中お預かりして支援を行います。
- 1 利用手続き
・最寄りの市町村に、当学園に対し日中一時支援事業の利用について申込みをお願いします。
・利用が決定されましたら、市町村は当学園と委託契約を結びます。
 - 2 利用者負担
・食費等の実費負担があります。
 - 3 お問い合わせ先
・最寄りの市町村あるいは当学園におたずねください。

◆こまくさ教室に参加を希望される皆様へ

- 心身の発達に心配のあるお子さんの家庭での療育方法などについて、医療・保健・福祉等の専門家がご相談に応じます。
- お問い合わせ先
・最寄りの市町村あるいは当学園におたずねください。
・年間の実施計画につきましては、当学園におたずねください。

◆施設見学を希望される皆様へ

- 随時受け付けています。当学園におたずねください。



日常風景

